

原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
--------	------------------

佐 本 規 制 発 第 8 1 号

佐 本 交 企 発 第 7 8 号

佐 本 交 指 発 第 6 9 号

令 和 6 年 4 月 1 6 日

関係各所属（隊）長 殿

有効	令和11年3月31日まで
規制調査係	

交 通 部 長

重大事故発生時における現場点検の推進について（通達）

これまで交通死亡事故等の重大事故が発生した場合は、「危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進について（通達）」（令和4年3月9日付け佐本規制発第40号ほか）及び「二次点検プロセス推進委員会の設置について（通達）」（令和4年3月9日付け佐本規制発第41号ほか）（以下「旧通達」という。）に基づき、同様の交通事故の再発防止を推進してきたところであるが、昨今の重大事故の発生状況等に鑑み、重大事故発生時における現場点検、現地検討会等（以下「現場点検」という。）を、下記のとおり実施することで、道路交通環境の改善を行い、同一場所における同様の交通事故の再発防止を図ることとしたので、その取組に万全を期されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 現場点検の対象とする重大事故

- (1) 交通死亡事故
- (2) 30日死者に係る交通事故
- (3) その他、社会的反響が大きい事故

2 現場点検の実施

- (1) 関係機関・団体との連携

1の重大事故の発生箇所を管轄する警察署にあっては、道路管理者、市町、交通安全協会等の関係機関・団体と連携して合同で当該現場及びその周辺にお

いて道路交通環境（交通規制実施状況、交通安全施設整備状況等）を確認し、同様の重大事故の発生を抑止するために各関係機関・団体が講ずべき対策を検討すること。

(2) 実施日の日程調整

現場点検の実施日は、1 (1) 及び 1 (3) の交通事故は発生日から10日以内、1 (2) の交通事故は死亡日から10日以内とし、関係機関・団体等と日程調整を行うこと。

また、現場点検には交通企画課、交通指導課、交通規制課の担当者も加わることにしているため、調整後の日程を交通規制課に連絡すること。

3 現場点検の報告

現場点検を実施した警察署については、別添様式「重大事故現場点検結果報告書」により、速やかに交通規制課（規制調査係）へ報告すること。

4 対策の実施

2 (1) で検討された対策について、警察が講ずべきとされた事項については、速やかに実施するとともに、関係機関・団体が講ずべきとされた事項についても実施状況について確認を行い、必要に応じて速やかな実施を促すこと。

5 現場点検の共有

現場点検の結果、他の警察署管内でも同様の対策が必要と認められる場合には、交通規制課から別途通知するものとする。

※ 別添省略